

津山市プレミアム付地域商品券『さくら・うまい券』

## 加盟店マニュアル



【発行者】

一般財団法人津山市都市整備公社

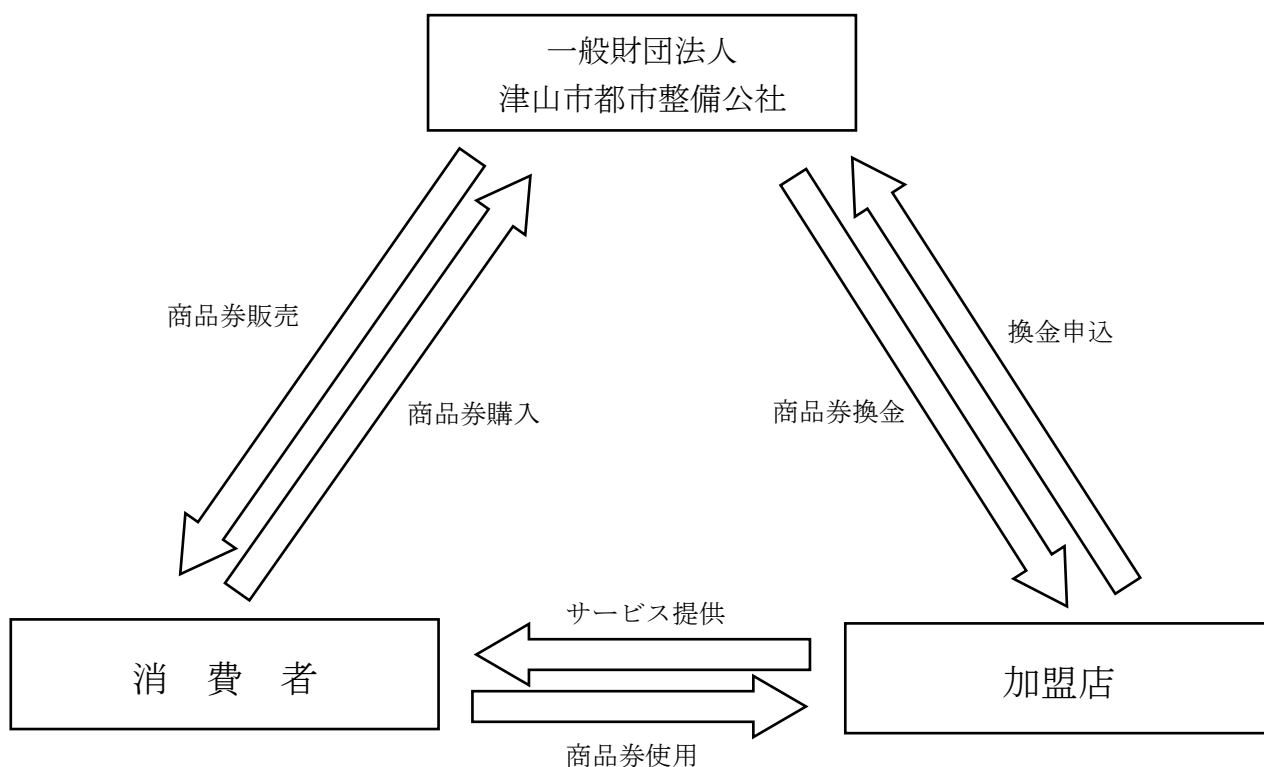
<< はじめに >>

この度は、津山市プレミアム付地域商品券加盟店にご応募いただき、誠にありがとうございます。

本事業は、プレミアム付地域商品券を実施することで、エネルギー価格や物価高騰などの影響を受けている市民及び事業者の負担を軽減するとともに、津山市内の経済循環を促すことを目的としています。

地域商品券の利用開始にあたり、事業者の皆さまへの事務手続きやサービス提供、換金時の注意事項等についてご理解をいただくため、本冊子を必ずお読みくださいますようお願い申し上げます。

### 「津山市プレミアム付地域商品券」事業概略図



# I. 津山市プレミアム付地域商品券について

## 1 各種概要

名 称	津山市プレミアム付地域商品券『さくら・うまい券』	
総発行数	40,000 冊（個人分 30,000 冊、法人分 10,000 冊）	
プレミアム率	20%	
発行内容	500 円/枚×24 枚綴り（1 冊子）	
販売価格	1 冊 10,000 円 1 人 2 冊まで購入可	
利用期間	令和 5 年 9 月 25 日（月）～令和 6 年 1 月 31 日（水）	
券	<p>【表紙】</p> 	<p>【裏面】</p> 
偽造防止加工	<p>隠し文字・・・印刷すると文字（COPY）が浮き出る。 ナンバリング・・・商品券の重複を防ぐための番号。 マイクロ文字・・・印刷すると額面内にアルファベットが浮き出る。</p>	

## 2 加盟店舗であることの表示

加盟店舗であることが消費者に明確に分かるよう、発行者が指定・交付する下記の加盟店用ステッカーを見やすい場所（店頭や車体等）に掲示してください。

掲示期間は、交付を受けた日から各種商品券の有効期限まで。

【ステッカー】

大



小



### 3 地域商品券の取り扱い手順

#### ①商品券は受け取る前に、必ず券に問題がないか確認。

偽造防止加工がされていない・色合いが明らかに違うなど、偽造された券と判別できる場合は、受け取りを拒否し、その事実を警察へ通報するとともに、その旨を発行者へ報告してください。

#### ②商品券を受け取る。

商品券は冊子で綴られているため、冊子ごと受け取った場合は必要な枚数分を根元のミシン目で切り取り、冊子は消費者へ返却してください。

#### ③商品券受け取り後、裏面の所定欄に加盟店名を記入または押印。

券受け取り時、既に裏面に記入または押印がある場合は受け取りを拒否してください。（他店での再利用防止のためです）

#### ④受け取った商品券は換金時まで、大切に保管。

換金手順は「Ⅱ、地域商品券の換金について（6ページ）」をご参照ください。

### 4 地域商品券の利用対象にならないもの

- 現金、税金、換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、はがき、プリペイドカード、電子マネーなど）、公共料金、地代家賃等、保険診療、保育料等。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項及び第5項に規定する営業にかかるもの。
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入品等への支払い。
- その他、加盟店が特別に指定した商品等。  
※利用対象とならないものが追加される場合があります。

### 5 注意事項

- ・他の商品券や現金との交換及び売買は禁止です。
- ・額面以下の利用であっても、おつりは出さないでください。また、額面を超える不足額は現金で受け取ってください。
- ・有効期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ・商品券で購入した商品等の返品はできないことを徹底してください。
- ・商品券の盗難、紛失、滅失、偽造、模造等に対し、発行者は責任を負いません。
- ・加盟店が独自に他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、券対象除外商品、券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるよう、各テーブルやレジ近くなど、その旨を明示してください。

## Ⅱ. 地域商品券の換金について

### 1 換金受付期間

**令和5年10月16日（月）から  
令和6年 2月16日（金）まで 平日午前9時～午後3時**

※土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は換金できません。

※上記期間を過ぎた換金には応じられませんので、十分にご注意ください。

### 2 換金時に必要なもの

○使用済みの地域商品券（事前に枚数をご確認ください）

○換金申込書

### 3 換金手順

（1）使用済み商品券の裏面に加盟店名を記入又は押印していることを確認。

（2）換金申込書の太枠部分に必要な事項を記入し、使用済み商品券と一緒に発行者窓口（津山市役所6階 一般財団法人津山市都市整備公社）へ持参し、換金申込を行う。

（4）発行者で換金申込書の控えを切り取り、換金申込書を受け取る。

（5）取扱口座へ銀行振込

**※30万円を超える換金は『銀行振込』**

**※30万円以内の換金は『銀行振込』または『現金』**

**※『現金』での換金は月・木のみ受付可。1日1回まで。**

※毎月10日・20日・月末日で締め、5営業日以内に指定の口座へ換金額を振込みます。

※締め日が土日祝日の場合は前営業日を締め日とし、12月の月末日は28日となります。

※換金時の振込手数料は発行者が負担します。

※自己で購入した商品券の換金はできません。万一、疑義が生じた場合は監査を行い、不正換金の事実が明らかになった場合は、厳しい措置を取らせていただく場合がございます。

## Ⅲ. ロゴ等の使用について

加盟店において「さくら・うまい券」のPRのためロゴを使用する場合は津山市都市整備公社へご連絡下さい

関連サイト ・津山市プレミアム付地域商品券加盟店用サイト  
URL：<https://www.t-seibi.jp/sakuuma/shop.html>



一般財団法人津山市都市整備公社 電話(0868)32-2127